

令和6年4月における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

提出対象の事業所についてはみだしの届出をつぎのとおり提出していただきます。
 ※ 基準該当障害福祉サービス事業所、移動支援事業所及び地域活動支援事業所は提出不要です。

- 提出期限
 別紙のとおり。
 ・サービス種類によって、提出期限が異なりますのでご注意ください。
 ・提出期限を過ぎますと、6月以降の適用になりますのでご注意ください。
 ・加算以外の変更届については、第4号様式を作成のうえ提出すること。
- 提出先
 〒460-8508(住所不要) 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 指定指導係(事業者指定担当)
- 提出書類
 事業所ごとに、下表の該当する書類をご提出ください。

・様式は改正されているものがありますので、ウエルネットなごやの加算のページから最新の様式をダウンロードしてください。
 ・各様式に記載されている注釈をよくお読みの上、当該様式に記載されている添付書類もあわせて提出するようご注意ください。
 なお、多機能型事業所、短期入所事業所(併設型、空床利用型、生活介護事業所と同一建物内の単独型)及び障害者支援施設(施設入所支援と日中活動系サービス)については、1枚の届出書(第5号様式)とし、「体制等状況一覧表」以下の添付書類を該当サービス別に添付してください。

サービス種別	訪問系事業所で特定事業所加算を算定しない場合は提出不要	援訪居	療養	生活	短期	包重	(自	(自	宿泊	就労	(就	(就	就労	自立	包(共(支(共	施設	相談
		護問宅	介	介	入	活	機	生	泊	移	A	B	定	立	介	同	援	同	入	支
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ※適用する加算はすべてプルダウンによる選択を行うこと		(その1)	(その2)	(その3)	(その4)	(その5)	(その7)	(その7)	(その7)	(その8)	(その9)	(その10)	(その11)	(その11)	(その12)	(その12)	(その12)	(その6)	(その13)	
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※令和6年4月の勤務予定で作成すること		(別紙2-1)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-2)	(別紙2-3)	(別紙2-2)	(別紙2-2)		
組織体制図(参考様式15) (1法人1事業所のみ運営の場合は省略可)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
平均利用者数算定シート(別紙33)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(その3)を使用	(その3)を使用	(その2)も添付	(その2)も添付			
基本報酬の区分を算定するための資料(別紙41,46,47,49,51)							別紙46-2も添付要			○(別紙46)	○(別紙47)	○(別紙49)	○(別紙41)						○(別紙51)	
特定事業所加算に関する届出書(別紙3-1~3-4)	○																			
人員配置体制加算に関する届出書(療養介護)(別紙4)			○							別紙47-2 別紙47-3 別紙47-4									地域移行支援事業所が対象です	
人員配置体制加算に関する届出書(生活介護)(別紙5)				○																
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書(別紙10)				○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
重度障害者支援加算に関する届出書(別紙12)																			○	
夜勤職員配置体制加算に関する届出書(別紙13)																			○	
共同生活援助に係る共同生活住居及び入居者の状況(別紙15)																○	○			
夜間支援等体制加算(共同生活援助)に関する届出書(別紙16)																○				
運動者生活支援加算に関する届出書(別紙19)									○											
看護職員配置加算に関する届出書(別紙21)																				
地域移行支援体制強化加算に関する届出書(別紙22)									○											
夜間支援等体制加算(宿泊型自立訓練)に関する届出書(別紙23)									○											
移行準備支援体制加算に関する届出書(別紙26)										○										
就労移行支援体制加算に関する届出書(別紙27)				○			○	○			○	○								
重度者支援体制加算に関する届出書(別紙28)											○	○								
資金向上達成指導員・目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書(別紙29・別紙30)											○(別紙30)	○(別紙29)								
平均障害支援区分の算出(別紙31)				○																
就労定着実績体制加算に関する届出書(別紙44)													○							
人員配置体制加算に関する届出書(共同生活援助)(別紙62)																○	○			
その他			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○・・・新規の算定又は変更する場合には必要。令和5年度から継続して算定しており、内容に変更がない場合は提出不要。